

**国民年金保険料の引き上げ**

平成31年度分の定額保険料は、前年度より70円引き上げられ、月額1万6410円になります。なお、付加保険料は従来どおり月額4000円です。

**国民年金保険料免除・納付猶予**

国民年金制度は、20歳～60歳までの40年間加入し、保険料を納付することが必要ですが、所得の減少や離職などで経済的に納付が困難な場合、保険料の「免除・納付猶予制度」を利用してください。

保険料の免除には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、50歳未満の人については、納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

免除・納付猶予申請は、申請月から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

免除は、申請期間に対応する本人、配偶者および世帯主の前年所得に基づきます。また、納付猶予は申請期間に対応する本人および配偶者の前年所得に基づきます。審査は日本年金機構で行いますが、承認されない場合があります。

▽本人、配偶者および世帯主が離職などに該当する場合は、「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの写しを添付してください。

▽月2～3回未満開催の場合は年間上限2万円

▽月1回開催の場合は年間上限1万円

▽年度途中から事業を開始した場合は、活動月数に応じて上限額が減額されます。

**備** 申請書はくすのき広域連合ホームページからダウンロード可

**申** 問くすのき広域連合守口支所(高齢介護課内)

TEL 06・6992・2180

**「通いの場」補助金を交付**

くすのき広域連合では、介護予防につながる健康体操やレクリエーションなどを行う「通いの場」を運営する住民団体などに補助金を交付します。

**次のいずれにも該当すること**

- ▽体操やレクリエーションなど介護予防に資する活動を行うこと
- ▽守口・門真・四條畷市のいずれかに活動拠点があること
- ▽参加者が特定の地域や構成員に限定されず、広く地域住民を受け入れる体制であること
- ▽1年以上継続して実施できる体制であること
- ▽高齢者の参加人数がおおむね5人以上であること
- ▽1回の活動時間が1時間以上であり、月1回以上定期的に開催すること

**注** 類似する事業で他の補助金や助成金を受けている場合は対象外

**補助対象経費**

- 【事務費】消耗品費、印刷製本費、修繕費、郵便料
- 【その他】会場借上料、備品購入費

**補助金額**

▽週1回以上開催の場合は年間上限4万円

▽一部免除が認められても残りの保険料を納められると未納扱いになり、年金受給資格期間には算入されません。一部免除が認められた残りの保険料は必ず納付してください。

▽一部免除期間の老齢基礎年金額は、全額を納めた場合に比べ減額されません。

また、「納付猶予」された期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

**国民年金保険料学生納付特例**

大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校(専門・専修学校については、対象校にならない場合あり)などの20歳以上の学生で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

▽猶予期間は老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

▽申請には、学生証(コピー可)・年金手帳を持参し、「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。

**注** 年度ごとの申請が必要

免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間中に障がいや死亡といった不慮の事態になった場合でも、受給資格があれば、障害基礎年金や遺族年金が支給されます。

また、免除や猶予などを受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(3年目以降は、経過期間に応じた加算額が上乘せされます)。

**申** 問総合窓口課年金担当

TEL 06・6992・1524

**問** 守口年金事務所

TEL 06・6992・3031

**国民年金保険料**

**産前産後期間の免除制度**

4月1日から、第1号被保険者が出産する場合、国民年金保険料が全額免除されます。産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものと老齢基礎年金の受給額に反映されます。

▽免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料を免除。なお、多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料を免除。

**注** 出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)

▽対象

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

状況(平成30年分所得など)に基づいて年額の保険料額を決定(本算定)し、改めて通知します。

**保険料は忘れずに納付を**

介護保険制度は皆さんに納めていただく保険料と国などの補助金で運営していますので、保険料は必ず期限内に納めてください。

**保険料を納付書で納めている人**

便利な口座振替を利用していただきます。口座振替依頼書、介護保険料の納付書、預貯金通帳、印かん(通帳届出印)を持って最寄りの金融機関で手続きをお願いいたします。

**注** 口座振替依頼書は、平成31年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)(仮算定)に同封しています。

**問** くすのき広域連合本部総務課

TEL 06・6995・1516

**問** 同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL 06・6992・2180

**例月出納検査の結果**

1月分例月出納検査は、2月22日に、高瀬久美子、久保篤彦、澤井良一の各監査委員によって行われ、正確であることが認められました。

**問** 監査委員事務局

TEL 06・6992・1795

**▽届出時期**

出産予定日の6カ月前から届出可能届出ができるのは4月から。

**注** 届出ができるのは4月から。

▽必要な書類

出産前に届出する場合は、母子健康手帳などをお持ちください。

出産後に届出する場合は、原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

**申** 問総合窓口課年金担当

TEL 06・6992・1524

**問** 守口年金事務所

TEL 06・6992・3031

**還付金詐欺に注意**

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけたり、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

**問** 保険課

TEL 06・6992・1545

**介護予防運動教室の**

**実施方法の変更**

市民体育館で実施している介護予防運動教室については、地域での通いの場の拡充に伴い、平成31年度から5教室となります。地域での開催場所など詳細は、広報もりぐち5月号でお知らせします。

**問** 高齢介護課

TEL 06・6992・1610



**義援金「北海道胆振東部地震義援金」**

市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額寄付しています。3月31日で受付終了しました。たくさんのご協力ありがとうございました。

2月28日までに寄せられた義援金総額は次のとおりです。

3,290,047円

**問** 健康福祉部総務課 TEL 06-6992-1570